

胆振東部地震生活情報

○災害ボランティア

▽胆振管内厚真町

個人は当日午前 8 時半から町災害ボランティアセンターで受け付け。

日帰りできる道内の人に限る。

10 人以上の団体は、3 日前までに同センターに電話（090-7647-6583）で申し込む。詳細はフェイスブックで。

▽同管内安平町

町災害ボランティアセンターのホームページで事前登録のほか、当日午前 8 時半からセンターで直接受け付け。

中学生以上の町民も対象。

問い合わせは☎070-3138-9898 へ。

▽同管内むかわ町

毎日午前 9～10 時に道の駅むかわ四季の館駐車場で受け付け。

募集人数は町災害ボランティアセンターのフェイスブックで更新。

詳細はセンター☎080-5067-9166 へ。

○公営住宅の提供

▽道は、住居が被災した人を対象に、札幌や室蘭、苫小牧など 11 市町の道営住宅計 272 戸を無償提供する。

罹災証明書などが必要。

道住宅課☎011-204-5583（午前 8 時 45 分～午後 5 時半）へ。

▽札幌市は市営住宅を無償提供する。

罹災証明書などが必要。

平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分、市住宅課☎011-211-2806 へ。

○労働相談

▽連合北海道は 21 日午前 10 時から午後 6 時まで、胆振東部地震に関する無料の電話相談窓口「震災関連労働相談ホットライン」を開設する。

地震で被災した事業所などを対象に、賃金や雇用などの労働問題を受け付ける。

社会保険労務士らが対応。☎0120-154-052 へ。

○ペットの相談

▽北海道獣医師会などをつくる「ペット救護対策協議会」(☎011-522-5576)は、ペットの電話相談に応じる。

平日午前9時～午後5時。

活動への義援金の振込先は「北洋銀行琴似中央支店 普通預金 4808176 平成30年北海道胆振東部地震ペット救護対策義援金」へ。

○消費者トラブル相談

▽札幌市消費者センター(☎011-728-2121)は、義援金をかたった不正請求などの消費者トラブルの相談に応じる。

平日午前9時～午後7時。

▽札幌司法書士会(☎011-522-5576)は、地震を巡るトラブル相談の緊急トラブル相談の緊急ダイヤルを開設。

通話料がかかる。

平日午前10時～午後4時。

○無料法律相談

▽札幌市弁護士会は被災者を対象に電話無料相談を行っている。

平日午後1～7時、土日祝日午後1～4時、フリーダイヤル0120-325-104へ。

○生活相談

▽北海道管区行政評価局は被災者からの生活支援全般の相談を受け付けている。

専用ダイヤル(☎0570-090-110)は平日の午前8時半～午後5時15分。

ファックス(011-709-1842)やインターネット(http://www.soumu.go.jp/main_soshiki/hyouka/Soudan.html)でも相談できる。